

## 茨木市中規模小売店舗出店指導要綱

茨木市中規模小売店舗出店指導要綱（平成17年4月1日実施）の全部を改正する。

### （目的）

第1 この要綱は、中規模小売店舗の出店にあたり、その周辺地域の生活環境の保持のため、設置者において施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを確保することにより、小売業の健全な発達を図り、もって地域社会の健全な発展及び住民の生活の向上に寄与することを目的とする。

### （用語）

第2 この要綱で「中規模小売店舗」とは、店舗面積が大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号）第2条に規定する大規模小売店舗の基準面積（1,000平方メートル）以下で500平方メートル以上の小売店舗をいう。

### （中規模小売店舗設置者の責務）

第3 中規模小売店舗を設置する者（以下「設置者」という。）は、当該店舗周辺的生活環境の保持のため、店舗施設の配置、構成及び運営方法について適正な配慮に努めなければならない。

2 中規模小売店舗を設置する者は、第5に規定する出店計画の届出前に関係機関の指導を受けるものとし、当該指導を受けたときは、その内容を踏まえた対応に努めなければならない。

### （中規模小売業者の責務）

第4 中規模小売業を営む者は、流通環境の変化に即応して、常に消費者の利便性に配慮し、経営の合理化や近代化に努めなければならない。

2 中規模小売業を営む者は、第3第1項に規定する店舗施設の運営方法の円滑な実施に協力するとともに、同第2項に規定する指導について適正な対応に努めなければならない。

### （出店計画の届出）

第5 設置者は、中規模小売店舗を新設しようとするとき（既存の建築物において、店舗面積を変更し、又は建築物の全部若しくは一部の用途を変更することにより中規模小売店舗となる場合を含む。）は、中規模小売店舗届出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 位置図
- (2) 配置図

(3) 各階平面図

(4) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の届出は、次の各号に掲げる状況に応じ、当該各号に定める期日までに行うものとする。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による建築確認（次号において「建築確認」という。）を受けなければならない建築物 建築確認申請以前

(2) 建築確認を受ける必要がない建築物 営業開始の3月前

3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、出店計画に対する市の意見を設置者に対して送付するものとする。

4 設置者は、市の意見の送付を受けたときは、指定された期日までに対応について市長に回答しなければならない。

5 市長は、前項に規定する設置者からの回答内容を確認し、必要な措置を設置者に対して通知するものとする。

（変更の届出）

第6 設置者は、店舗面積の変更に伴い周辺地域の生活環境の保持に影響を及ぼすと認めるときは、中規模小売店舗変更届出書（様式第2号）によりその内容を市長に届け出なければならない。

2 第5各号は、前項の規定による変更の届出について準用する。

（商工会議所等への通知）

第7 市長は、第5又は第6の規定による届出があったときは、茨木商工会議所及び茨木市商業団体連合会へ通知するものとする。

（勧告等）

第8 市長は、第5又は第6の規定による届出をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、届出をした者に対し、理由を付して必要な措置を採るべきことを勧告することができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により届出したとき。

(3) 第5第3項、第4項、第5項及び第6第2項に規定する指示に従わなかったとき又は対応を行わなかったとき。

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告に係る届出をした者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（その他）

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市中規模小売店舗出店指導要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市中規模小売店舗出店指導要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

様式第1号

年 月 日

(届出先) 茨木市長

設置者 住所  
氏名

中規模小売店舗届出書

茨木市中規模小売店舗出店指導要綱第5の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 店舗の所在地及び名称

所在地 \_\_\_\_\_  
名称 \_\_\_\_\_

2 小売業者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

住所 \_\_\_\_\_  
氏名等 \_\_\_\_\_

3 施設の内容

- |               |       |                    |
|---------------|-------|--------------------|
| (1) 敷地面積      | _____ | 平方メートル             |
| (2) 建築面積      | _____ | 平方メートル             |
| (3) 延床面積      | _____ | 平方メートル             |
| (4) 店舗面積      | _____ | 平方メートル             |
| (5) 建築確認申請予定日 | _____ | 年 月 日              |
| (6) 着工予定日     | _____ | 年 月 日              |
| (7) 竣工予定日     | _____ | 年 月 日              |
| (8) 開店予定日     | _____ | 年 月 日              |
| (9) 駐車施設      | _____ | 台 (出入口の数) _____ 箇所 |
| (10) 駐輪施設     | _____ | 台                  |
| (11) 荷さばき施設   | _____ | 平方メートル             |
| (12) 廃棄物保管施設  | _____ | 平方メートル             |

#### 4 運営方法

(1) 営業時間

開店時刻 時 分

閉店時刻 時 分

(2) 来客が駐車施設を利用できる時間帯

午前・午後 時 分～午前・午後 時 分

(3) 荷さばき施設で荷さばきを行う時間帯

午前・午後 時 分～午前・午後 時 分

#### 5 店舗構成

小売業者の名称	店舗面積(m <sup>2</sup> )	営業時間	主な販売品目
合 計		—	—

#### 6 備考

(1) 位置図、配置図、各階の平面図、店舗面積（壁の内側で算出）の求積根拠及びその他市長が必要と認めるものを添付してください。

(2) 配置図には、駐車施設（車輛出入口を含む）、駐輪施設、荷さばき施設及び廃棄物保管施設を表示してください。

(3) 各階の平面図には、店舗部分の区域及び面積を表示してください。

様式第2号

年 月 日

(届出先) 茨木市長

設置者 住 所  
氏 名

中規模小売店舗変更届出書

茨木市中規模小売店舗出店指導要綱第6第1項の規定により、下記のとおり  
届け出ます。

記

1 店舗の所在地及び名称

所在地

名 称

2 変更しようとする事項

(変更前)

(変更後)

3 変更する年月日

年 月 日

4 添付資料